

中央区おとしより相談センター事業実施方針（案）

27中福介第256号

平成27年4月1日

1 方針策定の目的

この方針は、中央区おとしより相談センター事業実施要綱（平成18年3月29日17中福介第561号）第3条の規定に基づき設置された中央区おとしより相談センター（以下「おとしより相談センター」という。）の業務が、適切、公正かつ中立に遂行されることで、サービスの質の向上に資することを目的とする。

2 区の地域包括ケアシステムの構築方針

中央区（以下「区」という。）では、高齢者がひとり暮らしになっても、高齢者自身の意思が尊重され、地域で支え合い見守られながら、安心して暮らせる地域包括ケアの実現を目指す。そのために、介護が必要な状態になっても、在宅生活を支援する各種のサービスが整い、介護者の負担軽減が図られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援する。

3 ニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

人口増加による高齢者人口の増加が推計されている本区においては、今後も要介護・要支援認定者の増加とともに認知症高齢者の増加が見込まれる。また区民の9割以上が集合住宅に居住し、高齢者のいる世帯のうち約半数が単身世帯であるという区の特徴を踏まえ、おとしより相談センターは、民生委員や地域の住民団体、介護保険サービス事業者等とのネットワークを充実・活用し、社会的に孤立するリスクが高い高齢者の実態を把握するとともに、必要時における迅速な支援を行う。

4 地域社会及び専門職との連携構築の方針

地域包括ケアシステムを推進するため、地域社会、医療・保健・福祉の各種団体及び専門職との連携を図り、おとしより相談センターが行う総合相談・支援業務において、それぞれの専門性を発揮し、適切なサービスや地域資源につなげられるようにする。また、おとしより相談センターが中心となり、地域全体で高齢者を見守り、高齢者の異変や虐待等を早期発見できるようにする。

5 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針

介護予防ケアマネジメントを行うにあたり、おとしより相談センターごとにサービスの質に差が生じないように、おとしより相談センター同士の連携や情報共有を行う。また、利用者の自立支援を促すため、定期的に利用者の身体状況の評価を行い、必要なサービスの見直しを行う。

6 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

利用者のニーズに沿った質の高いケアマネジメントの実践のため、介護支援専門員を含む多職

種による事例検討や資質向上型地域ケア会議を開催する。また、介護支援専門員の個別相談に応じるとともに研修会を開催し、個々のスキルアップを図る。

7 地域ケア会議の運営方針

個別ケースごとに、必要に応じて問題解決型地域ケア会議及び資質向上型地域ケア会議を開催し、多職種との連携による支援体制の強化を図るとともに、普及啓発型地域ケア会議を開催し、地域の関係団体とおとしより相談センターとの連携及びおとしより相談センターの普及啓発を図る。また、問題解決型地域ケア会議、資質向上型地域ケア会議及び普及啓発型地域ケア会議により把握した地域課題は、日常生活圏域ごとの地域ケア会議で内容の確認及び共有をしたのち、区が開催する地域ケア会議に提示する。

8 区との連携方針

おとしより相談センターは、区と密に連絡を取り合い、区の考え方を定期的に確認する。また、災害時には、おとしより相談センターは区における公務の一部を担う立場であることを自覚し、災害時における区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者等の支援に関する協定に基づき情報の収集・伝達を行うとともに、その他状況に応じた区の要請に対し、積極的に協力する。

9 公正・中立性確保のための方針

おとしより相談センターは、どの区民、どの事業者に対しても平等な対応を行い、ある特定の区民や事業者に偏った関わり方をしない。

10 個人情報の保護方針

相談記録や支援経過の個人情報は、地域包括支援システムに入力を行い一括管理により個人情報の保護に努める。また、システムの運用にあたっては中央区情報セキュリティポリシーを遵守する。

11 事業内容

(1) 第1号介護予防支援事業

第1号被保険者（基本チェックリスト該当者）、要支援認定者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行い、おとしより相談センターを中心とした総合相談支援体制を構築する。

(3) 権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護の専門的・継続的な視点からの支援を

行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援および介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援、介護予防サービス計画等の検証等を行う。

(5) 指定介護予防支援

要支援認定者が、介護予防サービス計画等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう関係機関との連絡調整等を行う。

(6) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心した暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、区民や地域の医療・介護関係者と地域のあるべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築する。

(7) 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行、国が策定した認知症施策推進大綱および認知症施策推進基本計画に基づく、認知症初期集中支援推進事業における認知症初期集中支援の実施、認知症地域支援・ケア向上事業における認知症地域支援推進員の相談支援体制の構築、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業における認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備するとともに、「共生」の地域づくりを推進する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。